

国保は、 生きる権利を守る土台。

——だから今、私たちがすべきこと。

2018年4月から実施された“国保都道府県化”のねらいは、医療費の給付削減にあります。国保財政の運営責任を都道府県に負わせ、「医療費適正化計画」や「地域医療構想」などで医療費を抑制する権限を都道府県に集中し、一体的に医療費を削減するしくみです。社会保障としての国保を、医療費の給付がふえれば保険料が上がる保険原理で「共助」の制度につくり替え、医療費削減をすすめようとしています。

すでに多くの自治体では、国保の制度について、「お金を出し合い、医療費に充てようという相互扶助を目的とした住民の助け合いの制度」などと説明しています。みなさんの住む自治体のホームページでは、国保についてどのように説明していますか？「国保は社会保障」と書いてあるでしょうか？

国民皆保険であるための大切な条件は、①保険証は無条件交付であること、②保険証1枚で「いつでも、どこでも、誰でもが必要な医療を受けられる」こと、③全国一律の公的給付であることです。医療や介護の担い手として私たちにできることは、現場の実態をSDHの視点でとらえ、自己責任ではなく国が公的責任を果たすよう、事例を通して患者・家族の困難を発信することです。“国保都道府県化”は社会保障としての国保制度を破壊し、国民皆保険制度を根本から崩壊させます。住民が医療を受ける権利としての国保、国民皆保険制度の土台となる国保の改善をしていきましょう。

【国保改善に向けた要求と運動課題】

●財政運営の都道府県移管に伴う保険料(税)の値上げを許さず、払える保険料(税)にするために、国に対して国庫負担の増額を求めます。

- ・地方議員と懇談し、地方議会で国保の問題を積極的に取り上げてもらいましょう。
- ・自治体関係者との懇談にもとりくみ、実態を伝えましょう。
- ・国保への国庫負担を増額する意見書提出を自治体に要請しましょう。
- ・社保協など地域のさまざまな団体や個人と連携してすすめましょう。

●格差と貧困が広がるなかで、恒常的な低所得者の窓口負担、保険料(税)の減免は重要です。減免制度の充実を求めます。

- ・高すぎる一部負担金や国保料の減免ができるよう、国保第44条・77条を実効あるものにする運動にとりくみましょう。
- ・特に子どもに係る国保の均等割保険料の減免、多子世帯の国保料減免にとりくみましょう。
- ・国の制度として子ども医療費の窓口負担無料化実現を求める意見書提出を自治体に要請しましょう。
- ・国保患者への窓口アンケートなど国保世帯の声の把握、要求の掘り起こしをしましょう。

いのちを まもれる 国保に

国民健康保険(国保)は、医療を受ける権利を国が保障する社会保障制度の一つです。

国保は国民どうしの“助け合い”ではなく、憲法25条に基づく国民健康保険法によって

「受診する権利」「健康になる権利」「生きる権利」を保障するものです。

他の被用者保険と後期高齢者医療制度に加入する人を除く

すべての国民が加入する国保は「国民皆保険制度の土台」と言われています。

しかし今、皆保険のセーフティネットというべき国保の保険料は加入者所得の2割を占め、多くの国民が医療から遠ざけられ、いのちさえも奪われる深刻な事態に直面しています。

どうしたら安心して医療が受けられる国保になるか一緒に考えましょう。

【40代男性】非正規労働・無保険

大学卒業後、正社員で働くも自己都合で退職。夜間のアルバイトを始めたが、半年前より息切れ・黄色の痰あり、体重も5kg以上減少。

健診で精査を指摘されていたが未受診のままだった。呼吸苦で受診した時、持っていたのは有効期限切れの国保証。検査の結果、進行性の肺がん。約3ヶ月後に亡くなられた。

(民医連の手遅れ死亡調査より)

なぜ苦しくなるまで受診せず、我慢していたのでしょうか？
なぜ国保証の期限が切れていたのでしょうか？
そもそも国保にはどんな人が加入して、今何が問題になっているのでしょうか？
こんな悲しい事例をなくすために私たちには何ができるのでしょうか？

みんないれん
「民医連」とは？

いのちの平等をかけて65年——差額ベッド代を徴収しない、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織です。医療・介護・福祉でお困りのことは、お近くの民医連事業所へ。

〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F
TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460
URL <http://www.min-iren.gr.jp>



全日本民医連
(全日本民主医療機関連合会)

民医連新聞
民医連新聞発行所 全日本民主医療機関連合会 発行人 岸本啓介
2018年11月15日号外 (1966年9月13日第二種郵便物認可)

国保の問題点

日本の公的医療保険の種類と国保

日本の公的医療保険制度にはどのような制度があるのでしょうか。年齢で分けると2種類、74歳までの人が加入する保険が2種類、75歳以上の人加入する保険が1種類です。

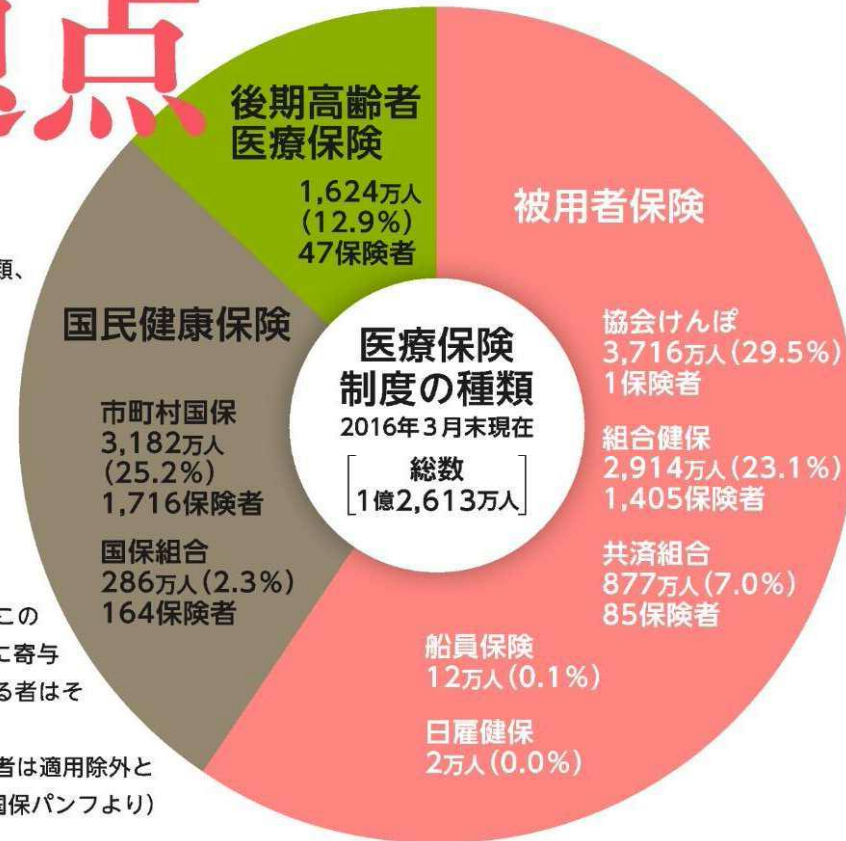
- ① 0歳から74歳の人加入する保険2種類がさらに細分化されています。
 - 被用者保険…協会けんぽ、組合健保、日雇健保、船員保険、共済組合(国・地・私)
 - 国民健康保険…市町村国保、国保組合
- ② 75歳以上の人加入する保険…後期高齢者医療保険
 - ※介護保険…40歳から64歳は第2号被保険者、65歳以上は第1号被保険者となります。

国保は社会保障

国保はこうした公的医療保険の一つであり、社会保障です。国民健康保険法第1条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」と明記され、第5条には「市町村又は特別区の区域内に住所を有する者はその市町村の国保の被保険者とする」ことが規定されています。

まず国保があり、その上で他の公的医療保険(被用者保険や後期高齢者医療保険)の加入者は適用除外とされます。だから国保は国民皆保険の土台となる大事な制度です。(中央社保協国保パンフより)

社保審医療保険部会
(2018年4月19日)資料から作成



高い国保料

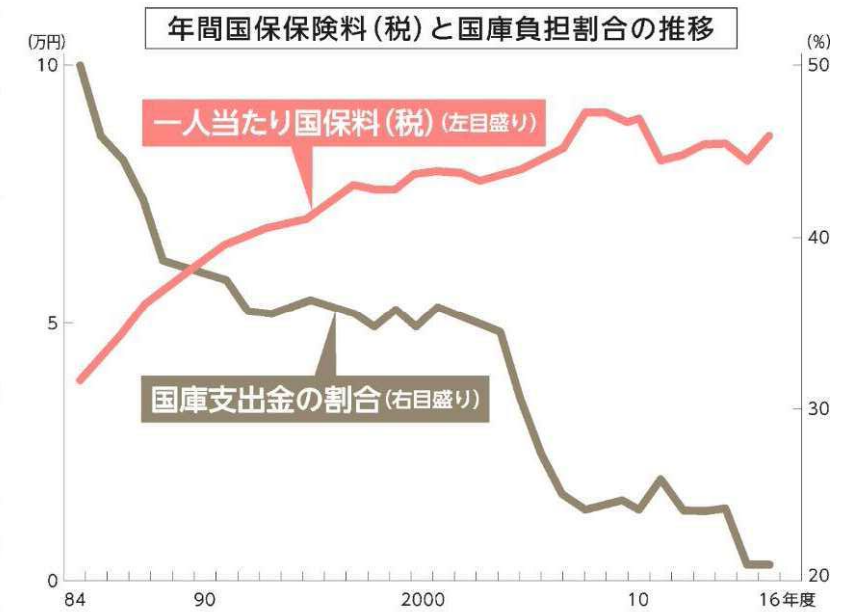
削られる国庫負担

国保は、多くの国保加入者の不安定な収入を補うため、国庫負担によって制度運営を安定させていました。

年々高くなる国保料(税)の主な原因は、国庫負担率がこの30年余りで半分引き下げられたことによるものです。

国庫負担が減額されると、加入者に負担と責任が転嫁されて国保料(税)は上がります。

現在は加入者の約8割が高齢者などの「無職」、派遣・非正規などの「被用者」です。国庫負担を引き上げなければ国保制度は維持できません。

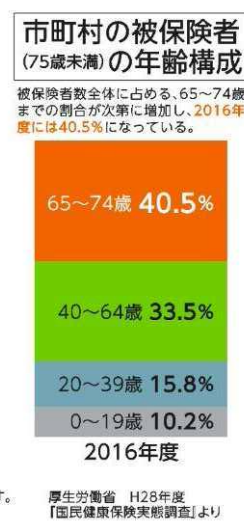
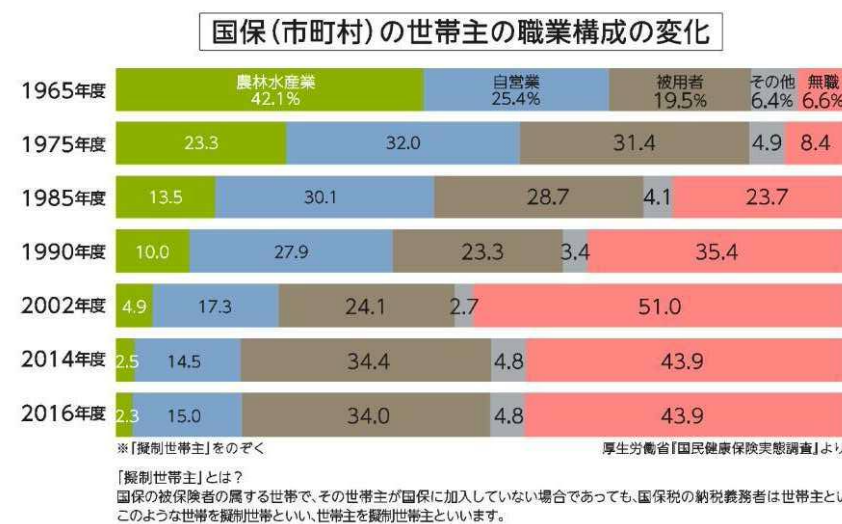


どんな人が加入しているの?

高齢者や無職の方、非正規労働者が多く加入

国保は、もともと農林水産業や自営業など収入が不安定な職業の方が7割を占めていました。近年は国保加入者の多くが、高齢で無職の方、病気で働けない方や非正規労働者などに変化しています。

年齢構成をみると、加入者の多くは高齢者ということがわかります。高齢になれば病院を受診することも多くなります。医療が必要な方が多く加入しているにもかかわらず、負担能力が高くない高齢者や無職の方が多いため、国保料(税)が高くなる状況を生み出しています。



保険料を滞納するとどうなるの?

短期保険証と資格証明書、強引な差押え

国保では5世帯に1世帯が払いたくても保険料を滞納せざるを得ない状態に追い込まれています。保険料を滞納すると、制裁措置として差押えなどの処分や、有効期限1ヶ月~12ヶ月の短期保険証交付が行われます。1年以上保険料を滞納すると保険証を返還させ、受診時に医療機関の窓口でいったん10割全額を支払わなければならない資格証明書が発行されます。各地で保険料(税)の収納率を上げるため、滞納差押処分が強化され、「給料を全額差し押さえられた」などの深刻な事態が広がっています。

しかし、現場の運動と国会論戦を通じて、世帯主が「世帯の被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である」と申し出を行った場合には、緊急的な対応として、当該世帯の被保険者に短期被保険者証を交付することができると、厚労省に事務連絡を出させました。また保険料滞納世帯であっても、18歳以下の子どもには6ヶ月有効の短期保険証を一律に交付するよう、法改正も行われています。

差押えの実態

さいたま市の「私の提案」箱に寄せられた市民の深刻な声

- 「(保険料の)分納を言わずに、一括返済か。でなければ差押え・競売。強い口調でどんだん声は大きくなり、ひどい恫喝」
 - 「自己破産をして滞納を払え。取立屋よりたちが悪い」
 - 「死んで払う人もいる。旦那の死亡保険金なら完済できる」
 - 「病気で働けない? 仮病だろう。滞納しながら通院するのはおかしい。完納するまで通院しないのが常識。治療に払う金は分納にまわせ」
- 【社会保障】秋号2018 No.480より

減免制度の活用で
安心の医療を

Q. 高すぎる国保料(税)を安くしたい

- A. 以下のような制度があります
- ① 法律で7割、5割、2割軽減
 - ② 市町村の独自減免制度
 - ③ リストラ・倒産など失業者の軽減

Q. 滞納があるので国保証がもらえない

- A. 滞納があっても以下の人には国保証が発行されます
- ① 18歳以下の子ども
 - ② 本人、または家族が病気のため国保料(税)が払えない人
 - ③ 災害、盗難、事業の損失、失業、事業廃止
 - ④ その他
- 「特別な事情」で国保料(税)が払えない場合、無条件で短期保険証が発行されます。



詳しく知りたい方は、中央社保協の「国保パンフ」を読みましよう!